

入 居 契 約 書

サンリッチ三島

「介護付有料老人ホーム」

「一般型特定施設入居者生活介護」

(号室 様)

表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約(以下「本契約」という)を締結します。この証として、当事者は本契約書 2 通を作成し、記名捺印の上、各自その 1 通を保有します。

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	令和	年	月	日
入居期限 (締結日から 1 年間)	令和	年	月	日
入居日(鍵の引渡し日を後日記載)	令和	年	月	日

(2) 契約当事者の表示

利 用 入 居 者 名	(以下「入居者」という) 入居者 1 氏 名: _____ 印 (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ) 入居者 2 氏 名: _____ 印 (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生まれ)
目的施設設置事業者名	(以下「事業者」という) 法人名: 株式会社サンリッチ三島 代表取締役 福家英也 印 住 所: 静岡県三島市川原ヶ谷 2 6 4 - 2

(3) 上記 (2) 以外の関係者の表示

身元引受人 (本契約第 36 条に定める) 2 人入居の場合で身元引受人が同一の場合には、右記入居者 1 の欄に記載すればよいものとする。	入居者 1 の身元引受人: 氏 名: _____ 印 入居者との関係 (_____) 住 所: _____ 電 話: (_____) _____ 入居者 2 の身元引受人: (上記と同じ場合には記載不要) 氏 名: _____ 印 入居者との関係 (_____) 住 所: _____ 電 話: _____
--	--

返還金受取人 (本契約第 39 条に定め る) 身元引受人が返還 金受取人を兼ねる場合 には記載不要	入居者の返還金受取人： 氏 名：_____ 印 住 所：_____ 電 話：(_____) _____
契約当事者以外の同居の 第三者 (本契約第 41 条に定め る)	氏 名：_____ 印 (男・女) (明治・大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ) 住 所：_____ 入居者との間柄 _____ 予定される同居の時期 _____
契約立会人等の第三者 (該当者がある場合には 署名を求める)	氏 名：_____ 印 住 所：_____ 入居者との間柄：_____ 配偶者・身元引受人・家族 (具体的に _____) 生活支援員・その他 (具体的に _____)

(4) 目的施設 (表題部記載の契約締結日現在)

施 設 名 称	サンリッチ三島
施 設 の 類 型 及 び 表 示 事 項	介護付有料老人ホーム「一般型特定施設入居者生活介護」 居住の権利形態 : 利用権方式 利用料の支払方式 : 一時金方式 入居時の要件 : 入居時自立・要支援・要介護 介護保険 : 静岡県指定介護保険特定施設及び指定介護保険 介護予防特定施設 介護居室区分 : 相部屋あり(1人～4人) 介護にかかわる職員体制 : 2.5 : 1以上
介 護 保 険 の 指定居宅サービスの指定	特定施設入居者生活介護更新(平成 2014 年 4 月 1 日指定、静岡県、 事業所番号 2270600154) 介護予防特定施設入居者生活介護更新 (平成 2018 年 4 月 1 日指定)
開 設 年 月 日	平成 5 年 6 月 20 日
所 在 地	〒411-0022 静岡県三島市川原ヶ谷 2 6 4 - 2
敷地概要 (権利関係)	11,783.95 m ² 事業主体所有・第 2 種住居地域および第 1 種低層住宅専

	用地域（三菱UFJ銀行の抵当権あり）
建物概要（権利関係）	延べ床面積 12,841.86 m ² 鉄筋コンクリート造地上10階建（ロビー及びレストランは一部鉄骨造） 事業主体所有（三菱UFJ銀行の抵当権あり） 竣工 平成 5年 6月12日
居室（一般居室・介護居室）、の概要	●居室および定員 ・一般居室 122室（定員155名） 最多70.05 m ² （48.25 m ² ～81.92 m ² ） ・介護居室及び定員（相部屋あり）9室（定員18名） 1人部屋4室 2人部屋2室 3人部屋2室 4人部屋1室 1人部屋11.4～15.1 m ² 2人部屋17.6～32.5 m ² 3人部屋35.2～46.5 m ² 4人部屋49.8 m ² ・ただし、2人～4人部屋は洗面所及びトイレが共同利用となります。
共用施設概要	介護居室、レストラン（茶道・生け花・懇親会などに兼用）、喫茶コーナー、図書コーナー、ホビールーム、 <u>多目的ホール（約112 m²、機能訓練などに兼用）</u> 、健康管理室、展望コーナー、ロビー、フロント、エントランスホール、 <u>トランクルーム</u> 、 <u>ランドリールーム</u> 、 <u>トレーニングコーナー</u> 、ビリヤード、多目的ルーム（カラオケ兼用）、温泉大浴場（男女）、特別浴室、 <u>ゲストルーム</u> 、 <u>駐車場</u> ※下線部の施設は使用料が必要

(5) 入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	____階 ____号室		
一般居室・介護居室の別	一般居室		
タイプ	__タイプ		
居室面積	Aタイプ 70.05 m ² Bタイプ 53.55 m ² Cタイプ 48.25 m ² C [^] タイプ 50.25 m ² Dタイプ 77.95 m ² Eタイプ 81.92 m ²	ベランダ面積	Aタイプ 15.90 m ² Bタイプ 32.40 m ² (4.8F) Bタイプ 8.10 m ² (1.2F) Cタイプ 5.30 m ² C [^] タイプ 5.80 m ² Dタイプ 48.68 m ² Eタイプ 45.68 m ²
附属設備等	エアコン、下駄箱、キッチン（シンク、電磁コンロ）、浴槽、洗濯機置き場のパネル、ウォシュレットを除くトイレ設備、洗面台、緊急コール、テレビ回線、外線電話回線		

(6) 入居までに支払う費用の内容

入居一時金	入居一時金は、老人福祉法第29条第6項において受領が禁止されている権利金又は対価性のない金品の受領に該当しません。
	総額 _____円 内、基本入居金分 _____円

<p>使途及び算定根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居契約が終了するまで居住する居室及び入居者が利用する共用施設等の家賃相当費用として ・入居一時金の算定にあたっては、平均余命を勘案して設定しています。これは厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び事務連絡（平成24年3月16日付）で示された算式と同じ考え方です。具体的には別に定める年齢別入居一時金表に明示しています。 ・また、事業者からの解約要件については、この契約書の第29条を参照 	
<p>支払方法 <u>銀行振り込みの受取書をもって領収証に代えさせていただきますので、ご了承ください。</u></p>	<p>事業者に対して以下の方法で支払う。</p> <p>※途中解約の場合は、利用した期間までのご負担になります。</p> <p>第1回 _____円 令和 ____年 ____月 ____日まで 第2回 _____円 令和 ____年 ____月 ____日まで 第3回 _____円 令和 ____年 ____月 ____日まで 第4回 _____円 令和 ____年 ____月 ____日まで 第5回 _____円 _____年 ____月 ____日まで 第6回 _____円 _____年 ____月 ____日まで 第7回 _____円 _____年 ____月 ____日まで</p> <p>支払先：三菱UFJ銀行 三島支店 普通預金 1001001 株式会社 サンリッチ三島 代表取締役 福家 英也(フケ ヒデア)</p>	
<p>入居一時金にかかる 想定居住期間 (以下「入居金償却期間」という)</p>	<p><u>か月（ _____日）（この期間（日数）を超えると入居一時金の返還はありません）</u></p>	
<p>入居金償却期間の起算日</p>	<p>ここでは鍵の引き渡し日を後日記載⇒令和 ____年 ____月 ____日 <u>起算日は鍵の引き渡し日(入居日)の翌日からになります。</u></p>	
<p>入居一時金にかかる考え方</p>	<p>入居金償却期間</p>	<p>別添の年齢別入居一時金表による。(年齢により異なります)</p>
	<p>返還対象分及び一時金返還債務の保全方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入居金償却期間において、日額による均等償却をしますので、償却前の残額が返還対象となります。 ・本契約に基づく利用月毎に、事業者は預り金より当該分の施設使用の費用を徴収します。 ・入居金償却期間内に本契約が終了する場合は、預り金残額を返還します。 ・一時金の返還債務の保全措置については、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度を利用します。
	<p>非返還対象分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日額による均等償却になりますので、入居一時金の非返還対象分は発生いたしません、償却期間に基づく既住分は返還されません。

	返還金の算定方法	(退去又は契約の終了の場合) (入居一時金 ÷ 入居金償却期間日数) × (契約終了日から償却期間満了日までの日数) 上記の入居金償却期間を超える場合 ・返還金はありませんが、家賃相当額の追加徴収も行いません。 ・入居期間が入居金償却期間を過ぎた場合には入居一時金の返還はありません。
	短期解約特例の場合の1日当りの利用料	・事業者は、老人福祉法施行規則に従って短期解約特例を定め、入居後3か月が経過するまで(入居日の翌日から3か月)の間に契約が解除又は死亡により終了する場合に対応します。 1)当施設の入居一時金は日額償却になりますので、返還金計算方式は契約終了時返還金の算定方法と同じになります。 2)返還金=(入居一時金÷入居金償却期間日数)×(契約終了日から償却期間満了日までの日数) 3)月払い利用料については日割精算を行う。 4)原状回復を行う。(必要な方のみ)
	消費税	入居一時金に係る消費税は税法に則り非課税
	介護保険対象外一時金(以下「介護等一時金」という)	なし

(7) 入居後に支払う費用の概要(表題部記載の契約締結日現在)

月払いの利用料		
	日割計算で支払われる費用についての計算起算日	令和 ____年 ____月 ____日(鍵の引渡し日が入居日となりますので、後日記載)
	支払い方法	管理規程に定める
内 訳	月額管理費(定額払い。入居月及び明け渡し月の場合は日割り計算。管理費は明け渡し日までご負担していただきます。)	103,400円 ⇒ (B、C、C [^] タイプ) 124,080円 ⇒ (A、D、Eタイプ) 33,000円 ⇒ 追加管理費(2人入居の場合)
	用途	共用施設等の維持・管理費、一般事務・管理部門の人件費、要支援者・要介護者以外の入居者(自立者)に対する日常生活支援サービス等に係わる人件費、備品消耗品購入費、各居室の水道費。ただし、管理費対応の費用の詳細は別に定める管理費算定根拠の資料に明示しています。
	食費	56,823円/1人・月(1日3食で31日の場合で、朝食・昼食は消費税8%、夕食は10%)この金額は定食の税込金額です。前日の12時までにお申し込み又は欠食が必要となります。(この条件に該当しない場合、欠食であっても費用負担が発生いたします。)選択メニューは金額が変わりますので、ご了承下さい。また、特別なメニューを御希望される場合は申し出をしてください。

	介護保険対象外費用	必要な都度実費を負担していただきますが、介護サービスの提供は重要事項説明書に添付されている介護サービス等の一覧表に基づいて介護保険給付で賄います。ただし、サービスの給付範囲や保険給付外の実費支払いについては、この介護サービス等の一覧表の他、おむつ代等一覧表、重要事項説明書の利用料金欄に記載されている費用などによります。
	光熱水費	入居者が居住する居室内の光熱費、電話代等は別途実費負担 入居者が居住する居室内の水道代は管理費に含む
	家賃相当額	入居一時金に含むため不要
	その他	介護用品費は別途実費負担。トランクルーム使用料、駐車場使用料等有料利用に関するものについては、「各種費用の明細表」に示されています。
介護保険に係わる 利用料及び利用者負担分		介護保険法令等による利用料及び利用者負担分については、別途、特定施設入居者生活介護利用契約書に規定されています。
消費税		税法に則り消費税を負担(総額表示)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法、介護保険法、その他関係法令、静岡県有料老人ホーム設置運営指導指針及び公益社団法人全国有料老人ホーム協会が定める倫理綱領を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる目的施設を入居契約が終了するまで利用する権利を与え各種サービスを提供します。

一 表題部(4)記載の目的施設の利用

二 本契約第 4 条に定める各種サービス

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める入居一時金の前払いと各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。

3 本契約の履行に際し、事業者は、入居者が要支援又は要介護認定を受け介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という）に定める「特定施設入居者生活介護」又は「介護予防特定施設入居者生活介護」（以下、「指定特定施設入居者生活介護等」といいます）を受けるに至った場合には、介護保険法令等の規定を遵守してサービスを提供します。

(目的施設の表示)

第 2 条 入居者が居住する居室及び他の入居者と共用する施設（以下、「目的施設」といいます）は、表題部(4)に定めるとおりとします。

(利用権)

第 3 条 入居者は、本契約第 28 条（契約の終了）第一号の他は、同条第二号又は第三号又は第四号に基づく契約の終了がない限り、本契約の規定に従い入居一時金等を前払いして、居住を目的として、目的施設を入居契約が終了するまで利用することができます。

2 入居者は、目的施設の全部又は一部についての所有権を有しません。

3 入居者は、長期不在又は入院中においても、目的施設の利用権を保有します。

4 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。

一 居室の全部又は一部の転貸

二 目的施設を利用する権利の譲渡

三 他の入居者が居住する居室との交換

四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第 4 条 事業者は、入居者に対して、前条第 1 項に定める利用権に付帯する権利として、次に掲げる各種サービスを提供します。

一 介護（要支援者又は要介護者に対しては、「指定特定施設入居者生活介護」の提供を含む）

二 健康管理

三 食事の提供

四 生活相談、助言

五 生活サービス

六 レクリエーション

七 その他の支援サービス

2 事業者は、入居者のために、医師に対する往診の依頼、状況により通院の付き添いや入院の手続き代行等受療の援助は行いますが、介護サービスとして治療行為は行いません。なお、医療に要する費用は、差額ベッド等の医療保険の給付対象とならない費用を含めてすべて入居者の負担となります。

3 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
- 二 その他上記に類する行為又は処分

(管理規程)

第 5 条 事業者は、本契約の詳細等を規定する管理規程を作成し、入居者・事業者共にこれを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に別に定める事項のほか、当該各号の項目を含んだものとします。

- 一 居室数及び入居者の定員
- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内訳
- 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関及び協力歯科医療機関の名称及び所在地、診療科目及び具体的協力内容等
- 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的対応方法、及び定期的に行われる訓練等の内容

3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定することができるものとします。この場合、事業者は、本契約第 8 条（運営懇談会）に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで行うものとします。

(施設の管理・運営・報告及び地域との協力)

第 6 条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、目的施設の維持管理を行うとともに本契約に定める各種サービスを提供し、入居者のために必要な諸業務を処理して施設の運営を行います。

2 事業者は、以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、2 年間保存します。

- 一 一時金、利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に提供した本契約第 4 条に規定するサービスの内容
- 三 緊急止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間その際の入居者の心身の状況
- 四 第 4 条のサービスの提供に関して生じた入居者及び家族の苦情の内容
- 五 第 4 条のサービスの提供により、入居者に事故が発生した場合の状況及び採った処置の内容
- 六 第 4 条のサービスの提供を他の事業者へ委託した場合、当該事業者の名称、所在地、契約の内容及びその実施状況

3 事業者は、入居者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。

- 一 毎会計年度終了後 4 か月以内に行う事業者の前年度決算報告
- 二 過去 1 年以内の時点における目的施設の運営状況、年間の入退去者数及び入居期間の

分布状況を含む入居者の状況、一時金返還債務の保全状況、要支援者・要介護者の状況、サービスの提供状況、管理費、食費等の収支状況、施設全体の職員数・人員配置・勤務形態・職員の資格保有状況等

4 事業者は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体が実施する相談又は苦情処理等の事業に協力するよう努めます。

(入居者の権利)

第 7条 入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利な取り扱いを受けたり、差別的待遇を受けることはありません。

- 一 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される。
- 二 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができるが入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がない限り、閲覧させることはない。入居者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開することはない。
- 三 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は入居者が負担する。
- 四 入居者が施設内で日常使用する金銭の管理を事業者に委託する場合には、その管理方法、定期的報告等について、事業者とあらかじめ協議して委託する。入居者又は身元引受人は、定期的報告の他にいつでもその管理状況の報告を事業者に求めることができる
- 五 入居者は、緊急やむをえない場合をのぞき、身体的拘束その他行動を制限されることはない。
- 六 入居者は、施設での運営に支障がないかぎり、入居者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができる。
- 七 入居者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者に直接申し出ることができるとともに、公益社団法人全国有料老人ホーム協会その他の機関、行政機関に対して申し出ることができる。

(運営懇談会)

第 8条 事業者は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会などを設置します。（設置については、入居者皆様の意思を要します。）

2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程等に、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。

- 一 会の構成メンバーの詳細
- 二 外部からの運営への点検に資する、事業者側関係者及び入居者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無
- 三 要支援又は要介護状態にある入居者の身元引受人等に対する連絡方法等

(苦情処理)

第 9条 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し

立てることができます。

2 事業者は、前項による苦情受付の手続き及び記録方法等について管理規程等で定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者から、本条第1項に基づく苦情申立に対応する責任者をあらかじめ定め、入居者からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。

4 事業者は、入居者が苦情申立等を行ったことを理由として、何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、通常のサービス提供行為で事業者の責めに及ばない事故や不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録をします。

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

第 2 章 提供されるサービス

(介護)

第12条 事業者は、提供する介護予防又は介護(以下、「介護等」といいます)の具体的な内容、介護等を提供する場所、介護等を提供する職員等については、本契約書、管理規程及び重要事項説明書等において明確に示し、それに基づいて、入居者に対して介護等を提供します。

一 入居者に提供される介護等の具体的内容

ア 介護等が提供される場合の心身の状態(入居者の希望や身体状況を考慮する)

イ 提供される入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は世話、機能訓練(治療上必要な場合は協力病院等で受ける)及び療養上の世話の内容

ウ 個別機能訓練の実施及びその内容

二 入居者に介護等が提供される場所

三 入居者に介護等を提供する介護職員・看護職員等の職員の配置状況

四 夜間の看護体制

2 事業者は、入居者に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更する場合があります。

3 事業者は、本条第1項及び前項の判断を行い、介護居室において介護等を行う場合は、次の各号に掲げるすべての手続きをとるものとします。それぞれの手続きは書面にて確認し

ます。

- 一 必要に応じて事業者の指定する医師の意見を聴く
 - 二 入居者の意思を確認する。
 - 三 入居者の身元引受人等の意見を聴く
- 4 事業者は、介護居室への住み替え等、居室の住み替えにより、入居者の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変更が生じる場合は、前項に加えて次の各号に掲げるすべての手続きを行います。それぞれの手続きは書面にて確認します。
- 一 緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける。
 - 二 住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う費用負担の増減等について入居者及び身元引受人等に説明を行う。
 - 三 入居者の同意を得る。
- 5 事業者は、入居者が要支援又は要介護認定を受け、「指定特定施設入居者生活介護等」サービスの提供を受けるにいたった場合には、入居者と別に定める特定施設入居者および介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を締結することにより、前1項から4項の事項及びその他の事項に関して介護保険法上必要な利用者及び事業者の権利義務を明確にします。

(健康管理)

第13条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するように助力します。

- 一 入居者が1年に2回の定期健康診断を受けうる機会を設ける。
- 二 医師又は看護師等による健康相談及び医師による健康診断を実施する。
- 三 協力医療機関・協力歯科医療機関を定めるとともに、その具体的協力関係の内容を文書で定める。
- 四 入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関・歯科医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院介助等の協力を行う。

(食事)

第14条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。

- 一 事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供する体制を整える。
 - 二 事業者は、栄養士その他の食事の提供に必要な職員を配置する。
 - 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師から特別な指示がある場合には、その指示により特別な食事を提供する。
- 2 入居者は、居室にある調理設備を利用して自ら調理すること（以下本項において「自炊」という）ができます。ただし、事業者は、入居者の自炊が衛生上又は健康上相当でない場合は、医師の意見を聴いて、入居者の自炊を制限し若しくは中止するよう入居者に対し要請することができるものとします。

(生活相談、助言)

第15条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 一 事業者が、一般的に対応や照会できる相談や助言
- 二 専門的な相談や助言のために事業者が入居者に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

(生活サービス)

第16条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に各種の生活サービスを提供します。

- 一 事業者が一般的に対応できる、入居者の生活必需品の購入、代金の立替払い、公租公課等の納付の代行、官公署等への届出や手続きの代行等の内容
- 二 身元引受人等への連絡
- 三 小口の金銭管理等

(レクリエーション等)

第17条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者に運動、娯楽等のレクリエーション等を提供します。

- 一 事業者がホーム内において一般的に対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションの内容
- 二 事業者が紹介できる、ホーム外のレクリエーション等の概要と、これを利用する場合の費用の概要

(その他の支援サービス)

第18条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて本契約に定める前条までのサービス以外の支援サービスを提供します。

- 一 事業者が施設において一般的に対応できる、その他の支援サービスの具体的内容

第 3 章 使用上の注意

(使用上の注意)

第19条 入居者は、目的施設及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第20条 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 鉄砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管する。
- 二 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける。
- 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流す。
- 四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑

をあたえる。

- 五 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育する。
- 2 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
 - 一 鑑賞用の小鳥、魚等であつて、明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動物以外の犬、猫等の動物を目的施設又はその敷地内で飼育する。
 - 二 居室及びあらかじめ管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く
 - 三 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う。
 - 四 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する。
 - 五 管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う。
- 3 入居者は、目的施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程等に定めることとします。
 - 一 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の、居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法
 - 二 入居者が第三者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住させる場合の、各種費用の支払いとその負担方法
 - 三 事業者が入居者との事前協議を必用と定めるその他の事項
- 4 入居者が、第1項から第3項の規定に違反もしくは従わず、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕)

- 第21条 事業者は、入居者が目的施設を利用するために必用な修繕を行います。この場合において、入居者の故意又は過失により必用となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕について、事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定めることとします。
 - 一 以下の修繕が入居者の負担となるか、事業者の負担となるかの定め
 - ア 畳表の取り替え、裏返し
 - イ 窓ガラスの取り替え
 - ウ じゅうたん、カーテン等の取り替え
 - エ ふすま紙、障子紙等の張り替え
 - オ 電球、蛍光灯の取り替え

- カ ヒューズの取り替え
- キ 給水栓の取り替え
- ク 排水栓の取り替え
- 二 その他軽微な修繕の内容と修繕費用の負担についての定め
- 三 前二号のそれぞれの修繕を、入居者が事業者の承諾なく行うことができるか否かの定め

(居室への立入り)

第22条 事業者は、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

第 4 章 費用の負担

(入居までに支払う費用)

第23条 入居者は、目的施設への入居にあたって、事業者に対して表題部(6)記載の入居一時金を支払うものとします。入居一時金の詳細は年齢別入居一時金表等において示します。

(月払いの利用料)

第24条 入居者は、事業者に対して、表題部(7)に記載する月払いの利用料を支払うものとします。その詳細については、管理規程に定めます。

2 事業者は、前項の月払いの利用料を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。

- 一 月払いの利用料により徴収される費用の具体的内容や考え方
 - ア 第6条第1項に関して利用料に含まれる費用
 - イ 第12条第1項に関する利用料を介護保険給付以外に受け取る場合の基本的考え方と利用料に含まれる費用
 - ウ 第13条(健康管理)に関して利用料に含まれる費用
 - エ 第15条(生活相談、助言)に関して利用料に含まれる費用
 - オ 第16条(生活サービス)に関して利用料に含まれる費用
 - カ 第17条(レクリエーション等)に関して利用料に含まれる費用
 - キ 第18条(その他の支援サービス)に関して利用料に含まれる費用
 - ク その他月払いの利用料として徴収される費用
- 二 月払いの利用料の支払方法
 - ア 長期不在の場合、利用料の減額の有無及びそれについての考え方
 - イ 利用料の支払いが当月分か翌月分かの考え方

- ウ 利用料の支払いが毎月いつまでにどのような方法で行われるべきかの考え方
 - エ 事業者から入居者への請求内訳の送付の時期
- 3 本条に定める費用については、原則定額払いとなりますが、入居月及び居室明け渡し月の場合で1か月に満たない期間の費用は、1か月を30.5日として日割計算した額とします。

(食費)

第25条 入居者は、第14条(食事)により事業者から提供を受けた場合には、事業者に対して、事業者が管理規程その他の文書で定める食費を支払うものとします。

2 事業者は、前項の食費を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。

- 一 食費に含まれる費用の内容や考え方
- 二 食費の支払方法
 - ア 食費は前月分の喫食実績により徴収するかどうかの考え方
 - イ 食費の支払いが毎月いつまでにどのような方法で行われるべきかの考え方
 - ウ 事業者から入居者への請求内訳の送付の時期

(その他の費用)

第26条 事業者は、管理規程において、次に掲げる事項を含む各種の費用が入居者の負担となるのか等の詳細を明記するものとします。

- 一 入居者が居室で使用する水道・電気・電話の使用料
 - 二 入居者が各種の共用施設を利用する場合の利用料
 - 三 その他あらかじめ事業者が定めた料金表に基づき、入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料
- 2 事業者は、前項の第一号から第三号までの費用のうち、入居者が事業者を支払うべき費用について、あらかじめ内訳を送付するものとします。

(費用の改定)

第27条 事業者は、第24条(月払いの利用料)及び第25条(食費)の費用並びに第26条の入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。

3 本条第1項の改定にあたっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。

第5章 契約の終了

(契約の終了)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき(入居者が2名の場合は両者とも死亡したとき)
- 二 事業者が第29条(事業者の契約解除)に基づき解除を通告し、予告期間が満了した

とき

- 三 入居者が第30条（入居者からの解約）に基づき解約を行ったとき
- 四 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがある場合には、身元引受人（ご家族等）とより適切な対応を協議させていただきます。その協議した内容によっては契約が終了する場合があります。ただし、身元引受人（ご家族等）の同意を必要とするものとします。
- 五 上記何れの場合にも居室の明け渡しが必要になります。

（事業者からの契約解除）

第29条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- 三 第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。

- 一 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
- 二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける。
- 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する。

（入居者からの解約）

第30条 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。

（明け渡し及び原状回復）

第31条 入居者又は身元引受人等は、第28条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡しこととします。

2 入居者は前項の居室の明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗を除き、居室を原状回復することとします。

3 前項の規定に基づき入居者負担で行う原状回復の内容は前第21条に準ずるものとします。ただし、大幅な造作や模様替えをされた場合の原状回復費用は全額入居者負担となります。

(財産の引取等)

第32条 事業者は、第28条(契約の終了)による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

2 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に、入居者の所有物等を引き取るものとします。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。

3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項による引取期限を書面によって通知します。

4 事業者は、前項による引取期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、入居者又は入居者の相続人その他の承継人がその所有権等を放棄したものとみなし、事業者において入居者の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第33条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし第28条(契約の終了)第一号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(返還金・未償却残額の算出及び一時金返還債務の保全)

第34条 表題部記載の**基本入居金** _____ 円 の返還金の算出にあたっては、償却期間を か月 (日) とする次の算式により行います。

(本契約第28条により本契約が終了した場合)

・入居金償却期間内の場合

(入居一時金 ÷ 入居金償却期間日数) × (契約終了日から償却期間満了日までの日数)

2 入居金償却期間の起算日から、日額による償却が開始され、各日の償却額は当該日の施設の利用料として事業者に帰属します。

3 事業者は、前項の返還金を契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還します。

4 事業者は、前項に基づく返還金(入居一時金以外の月額利用料等金銭の返還を含む)支払時に、次の各号に定める者に返還金を支払うものとし、入居者はこれにあらかじめ同意します。

一 返還金支払時に入居者が生存する場合には、その入居者

二 返還金支払時に入居者が生存しない場合には、第39条に基づいて入居者の定める返還金受取人

5 返還金は無利息とします。

6 事業者は、入居期間中の各月末における入居者の表題部記載の入居一時金の未償却残高を算出する場合にも、本条の規定を準用するものとします。

7 入居一時金以外の月額利用料等金銭の返還がある場合にも本条の規定を準用する。

8 事業者は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が運営する入居者生活保証制度を利用して、老人福祉法第29条第7項に定める一時金の返還債務の保全措置を行います。この制度が保証する金額は200万円から500万円になります。一時金が200万円以下の場合

には200万円が保証されますので、追加一時金がない場合の保証は、この200万円が該当します。

(精算)

第35条 事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払義務がある場合には、前条に定める返還金から差し引くことがあります。この場合には、事業者は返還金から差し引く債務の額の内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

第6章 身元引受人、返還金受取人等

(身元引受人)

第36条 入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 前項の身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。

4 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。

(事業者へ通知を必要とする事項)

第37条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知の必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者へ通知します。

- 一 入居者若しくは身元引受人の氏名が変更したとき
- 二 身元引受人又は第39条に定める返還金受取人が死亡したとき
- 三 入居者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申立て(自己申立てを含む)、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき
- 四 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

(身元引受人の変更)

第38条 事業者は、身元引受人が前条第二号ないし第三号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することがあります。

2 入居者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人を立てるものとします。

3 前項1に関係なく入居者の都合により身元引受人を変更する場合には、入居者は速やかに届け出るものとします。

(返還金受取人)

第39条 入居者は、第34条(返還金及び残額の算出)に規定する返還金受取人1名を定めるものとします。

2 入居一時金以外の月額利用料等金銭の返還がある場合にも、返還金受取人へ返還するものとします。

3 前項に規定する返還金受取人は身元引受人がこれを兼ねることができます。

4 第1項に規定する返還金受取人に支障が生じた場合は、入居者は、事業者に対し、直ちにその旨を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。

5 入居者の都合により返還金受取人を変更する場合には、入居者は速やかに届け出るものとします。

(入居途中の契約当事者の追加)

第40条 入居者が本契約締結時又は入居後単身にて居住している場合に、入居者は、事業者に対して、追加の契約当事者(以下「追加入居者」という)を申し出ることができます。ただし、事業者はこの申し出を拒否することがあります。又、追加入居者は本契約締結日から3年以内に限るものとします。

2 追加入居者は、目的施設の利用及び各種サービスを享受し、直接本契約に定める義務を負います。また、入居者と追加入居者は、本契約に基づく金銭債務につき互いに相手方の連帯債務者となります。

3 事業者が追加入居者の申し出を承諾する場合には、入居者及び事業者は協議のうえ次に掲げる事項の詳細について、別に追加契約を文書にて締結することとします。

一 追加入居者の有する権利及び負うべき義務の内容

二 追加入居者の入居に際して支払うべき費用の額とその内容(返還金の考え方を含む)

三 追加入居者の入居により支払うべき第24条から第26条に規定する費用の額とその考え方

四 追加入居者の契約終了よりも先に第28条により入居者の契約が終了した場合の返還金の考え方

(契約当事者以外の第三者の同居)

第41条 入居者は、表題部(3)記載の入居者以外の第三者(以下「同居者」という)を付添、介助、看護等のため、入居者の居室内に居住させようとする場合には、事業者に対してその旨を申し出ることができます。ただし、事業者はこの申し出を拒否することがあります。

2 前項において、事業者が入居者の申し出を承諾する場合には、入居者及び事業者は協議のうえ次に掲げる事項の詳細を、別に文書にて確認することとします。

一 同居の期間中、入居者が負担する割増管理費の額及び内容

二 同居の期間中、入居者が負担する同居者の食費の額及び考え方

三 同居の期間中、目的施設内において遵守すべき管理規程その他の諸規程

四 定められた同居の期間中といえども、本契約第28条に基づき入居者の契約が終了した場合には同居者は遅滞なく目的施設を退去すること

第 7 章 その他

(入居契約締結時の手続き)

第 4 2 条 事業者に対する入居者の申込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。本契約締結後、入居者は、事業者に対し、表題部に定める入居時までには支払う費用を支払うものとします。申込時における払込済申込金等がある場合には、これを表題部記載入居一時金の金額の一部に充当することとします。

2 事業者は、入居者との本契約締結に際し、契約内容を入居者が十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名捺印して、それぞれがこれを保管することとします。

3 入居者が、本契約締結時に第 1 2 条 (介護) 第 5 項に規定する特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を締結しない場合には、事業者は、その後入居者が要支援又は要介護の状態になった時の対応等について十分な説明を行います。

4 事業者は、入居者との間で、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度に関する「入居契約追加特約書」を別途締結することとします。事業者は、入居者に対して、事業者の拠出金の支払い義務及び入居者が受ける保証の内容等について十分な説明を行います。

5 追加特約書の締結後、事業者は、前項記載の協会との間で入居者を被保証者とする保証委託契約を締結します。保証事由発生の場合に、入居者に支払われる 200 万円から 500 万円の保証は、老人福祉法第 29 条第 7 項に規定された一時金返還債務の保全措置となります。

(費用計算起算日の変更)

第 4 3 条 事業者又は入居者が、表題部記載の各種の起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、協議を行うこととします。

(入居金償却期間の起算日前の解除)

第 4 4 条 入居者は、表題部記載の契約締結日以降で入居期限までに鍵の引き渡しをされなかった場合であれば、書面によって事業者に通知することにより、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して受領済みの入居一時金を全額無利息で返還します。ただし、事業者は入居者に対して事業者において発生した費用の実費を徴収します。

2 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができます。この場合、事業者は、入居者に対して、事業者において発生した費用の実費を徴収します。

- 一 入居審査等に関する書類における重大な不実記載等、不正な手段で入居しようとしていることが入居金償却期間の起算日前に判明したとき
- 二 正当な理由がなく入居金償却期間の起算日までに表題部記載の入居一時金を支払わなかったとき

(短期解約特例)

第45条 入居者が表題部(6)に定める短期解約特例期間の満了日までに、事業者に対して解約届をもって解約した場合又は死亡した場合、事業者は、第34条第2項の規定に関わらず、以下に掲げる要領に従って、受領済みの前払金を入居者に返金します。

一 事業者は、予告期間を設定することによって3か月の期間を短縮することはありません。

二 事業者は、返金する費用から、表題部(6)に定める1日当たり利用料の、入居日の翌日から契約終了日(以下、本条において「入居期間」という)までの額、及び第31条に定める原状回復費用を差し引いて居室の明け渡し日後90日以内に、無利息で返金することとします。ただし、残額が不足する場合は、追加で支払いを求めるものとします。

三 事業者は、第24条から第26条にかかる月払い利用料について、入居期間中の額を請求するものとします。

2 一室2人入居の場合において、入居者のうちどちらか一方が解約した場合又は死亡した場合は、2人目に関わる前払金(入居一時金)を対象として前項の規定を適用します。(支払っている場合のみ対象)

(成年後見制度の利用)

第46条 入居者は、第36条、第38条及び第39条の規定に関わらず、財産管理又は特定施設入居者生活介護の選択等に関し自らの行為能力の低下又は自らの意思表示能力を欠く恐れが生じた場合は、成年後見制度の利用に努めるものとします。

2 事業者は、家族及び身元引受人又は目的施設が所在する地域の市町村長等と連携して、入居者の負担において、成年後見人の選任等に協力するものとします。

3 入居者は、成年後見人が選任された場合は、速やかに事業者に対して第37条第三号に定める事項を通知するものとし、入居者及び成年後見人は、第36条及び第39条に定める事項について身元引受人又は返還金受取人と協議を行うものとします。

(反社会的勢力の排除の確認)

第47条 事業者と入居者は、それぞれの相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約します。

一 自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者をいう。)又は身元引受人等が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅威的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(介護センターへ移る場合の処理)

第48条 入居者が介護センターへ移られる場合、一般居室の利用権を解約又は継続するか

は入居者本人若しくは身元引受人の方に決めていただきます。解約又は継続の場合にも介護は行っていきます。

一般居室の利用権を解約した場合には、第34条により返還金の精算を行います。この場合、居室の明け渡しが条件となり、管理費を33,000円お支払いいただきます。この条件は、寝たきり状態で一般居室へ戻ることが不可能な場合となること、及び2人入居の場合には1人が解約をすることとします。

一般居室の利用権を継続した場合には、今まで通り入居一時金の償却をします。この場合、管理費は今まで通りに支払うものとする。

介護居室を利用される場合の占有面積は、この契約書の居室（一般居室・介護居室）の概要欄に記載されたとおりとなりますので、一般居室よりは減少します。また、介護居室は全て個室ではなく、1人～4人部屋となること、及び2人から4人部屋は洗面所やトイレが共同利用となります。

（誠意処理）

第49条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

（合意管轄）

第50条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、静岡地方裁判所沼津支部をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者及び入居者は予め合意します。

なお、この契約書及びこの重要事項説明書の個人情報(契約と同時に提出していただく介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、障害者手帳及び減免に係わる資料の各写しを含む)は、施設の統計分析、日々の管理(各種サービス業務・請求業務・食事提供業務・サービス担当者会議やケアプランの作成を含む介護業務)、身元引受人や返還金受取人を含む連絡業務を適切に遂行するために利用させていただきます。

また、戸籍抄本、印鑑登録証明書、住民票は本人確認のため及び死亡などによる万一の場合の処理に利用させていただきます。